

## Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 投稿の手引き

### 1. はじめに

この「投稿の手引き」はJournal of Nuclear and Radiochemical Sciences（以下「JNRS誌」という。）投稿規程に基づき、編集委員会にて原稿の作成の指針として制定されたものである。

### 2. 投稿に際しての注意事項

- 1) 採否が決定するまで同一趣旨の論文を他誌に投稿してはならない。
- 2) 他誌に投稿中の論文を投稿してはならない。
- 3) 投稿後の著者に関する変更は認めない。
- 4) 図版を転載する場合は、著者にて転載許可を著作権者より得なければならない。
- 5) 投稿原稿は以下の「原稿作成時の注意事項」に従って作成し、電子メールにより編集委員会に送付する。ただし、図や写真などで電子メールの適用が困難な部分については3部郵送する。

### 3. 原稿作成時の注意事項

- 1) (原稿の構成) 原稿は以下の順でそれぞれ改ページして編成する。(1)表紙Cover Sheet(論文題名、著者名、研究の行われた機関、同所在地などを記す)、(2)概要AbstractおよびキーワードKey Words、(3)本文、(4)引用文献References、(5)表、(6)図、(7)図の説明文。
- 2) (原稿の形式) A4用紙を縦方向として、横書きに印字する。65ストローク、25行、ダブルスペース、活字の大きさ12ptを原則とする。
- 3) (原稿の長さ) ReviewsとAccountsについては制限を設けない。Articlesについては図表を含めて刷り上り6ページ以内、Notesについては同じく3ページ以内を原則とする。前項のとおり印字された原稿の場合、4ページが刷り上りでほぼ1ページに対応する。
- 4) (引用の形式) 番号順とする。最初に引用された箇所の順で引用文献を並べる。引用文献の記載方法はアメリカ化学会発行の雑誌と同形式とする。
- 5) (表) 表は説明も含めて英文で作成する。本文中ではTableとして引用する。
- 6) (図) 図は説明も含めて英文で作成する。本文中ではFigureとして引用する。カラー原稿も印刷時に白黒となる点に注意する。
- 7) 原稿の作成全般については、"ACS Style Book, Second edition (1998)"に準拠する。
- 8) 上記に著しく逸脱した原稿については、受け付けずに返却することがある。

### 4. 校正および論文誌発行後の正誤訂正

- 1) 著者校正は一回行う。返送期日に著しく遅れた場合には編集委員会の校正のみで校了とする。
- 2) 発行後6ヶ月以内に著者から訂正の申し出があった場合には、正誤訂正に関する記事を掲載することがある。

## 5. 投稿先

〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 福島再生支援本部

JNRS編集委員長 田上恵子

Tel: +81 (0)43-206-3256, Fax: +81 (0)43-206-3267

e-mail: [jnrs.editor2009@radiochem.org](mailto:jnrs.editor2009@radiochem.org)

## Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 投稿規則

(目的)

**第1条** Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences (以下「JNRS誌」という。)は、一般社団法人日本放射化学会(以下「本会」という。)の目的を達成するために、放射化学並びにその関連領域における重要な進歩を含む学術論文を掲載する。

(掲載欄)

**第2条** 論文誌には、学術論文に関してReviews、Accounts、Articles、Notesの各掲載欄を設ける。

1. Reviewsは、当該分野におけるこれまでの研究の進展を専門的な立場から解説する論文とする。
2. Accountsは、著者のこれまでの研究成果を羅列するのではなく、総合的な観点から新たに体系づけた論文をいう。
3. Articlesは、新規な内容にもとづき論理的かつ明瞭な結論を含む論文をいう。
4. Notesは、報文としては未完成であるが学術的に価値ある結論を含む論文をいう。
5. この他に、編集委員会が認めた場合には、上記以外の学術情報に関する掲載欄を設ける。

(投稿論文と依頼論文)

**第3条** 論文は投稿によるものと編集委員会からの依頼によるものとする。

1. Articles並びにNotesは投稿による。
2. Reviews並びにAccountsは編集委員会からの依頼を原則とするが、投稿も受け付ける。ただし、投稿に際しては、事前に編集委員会の承認を得るものとする。

(著者)

**第4条** 著者は本会会員であることを要しない。

(原稿の作成)

**第5条** 使用言語は英語とする。

**第6条** 投稿論文の作成は、別に定める「Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 投稿の手引き」(以下「投稿の手引き」という。)に従うものとする。依頼論文の作成もこれに準ずる。

**第7条** Reviews, Accounts, Articles, Notes以外の学術情報に関する掲載については、第5条、第6条に依らない形での原稿の作成を認めることがある。

(論文の受付)

**第8条** 原稿が、「投稿の手引き」に定める「投稿先」に到着した日付けをもって、論文の受付日とする。

(審査)

**第9条** 編集委員会は、査読者を委嘱して論文の掲載に関する意見を求め、掲載の可否に関する決定を行う。掲載可となった日付けをもって受理日とする。投稿によるものと依頼によるものに関わらず、編集委員以外の査読者の意見を参考として、編集委員会が掲載の可否を決定する。

(論文の掲載)

**第10条** 掲載可となった論文は、速やかに本会ホームページ上で出版する。

(論文掲載料)

**第11条** 論文掲載料は徴収しない。

(原稿料)

**第12条** 編集委員会の依頼による論文については原稿料を支給することがある。

(著作権)

**第13条** 論文誌に掲載された全ての論文等の著作権は本会に帰属する。

(本規則の改定)

**第14条** 本規則の改定には理事会の決定を要する。

付則 この規則は、2021年4月1日から施行する。

## Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 審査内規

- 1 編集委員会は、投稿された論文の新規性、科学的論理性、結論等の妥当性、表現などについて、公正な立場に基づいて審査を行い、基準を満たさないと判断した場合は、論文を受け付けない。論文担当編集委員は専門を考慮して審査員の選任に当たる。審査員については日本放射化学会の会員であることを必ずしも要しない。
- 2 審査員は上記の観点から論文の審査にあたり、当該論文に関する審査員意見を作成する。
- 3 担当編集委員は、審査員意見を検討した上で、当該論文に関する担当編集委員意見を作成する。
- 4 審査員意見・担当編集委員意見について編集委員会にて検討した上で、著者に編集委員会として、必要に応じて論文の改定などの掲載に要する措置を通知する。
- 5
  - a. 審査員および担当編集委員がいずれも掲載不可と判断した場合は、担当編集委員は編集委員会に掲載不可とする理由書を提出する。
  - b. 審査員および担当編集委員で、掲載の可否に関する意見が割れた場合には、担当編集委員はさらに別の審査員を選任して審査員意見を求める。これも掲載不可との判定であった場合には、担当編集委員は編集委員会に掲載不可とする理由書を提出する。この理由書を含めて、各審査員意見、担当編集委員意見について編集委員会にて検討した上で、著者に掲載不可に関する通知を行う。
- 6 論文の審査に関して上記に当らない場合には、編集委員会にて協議を行い、これに従うものとする。
- 7 編集委員（編集委員長、編集委員長代行を含む）が著者に含まれる論文については、当該編集委員は、審査の過程の一切に関与することは出来ない。
- 8 編集委員会にて当該論文の取り扱いについて協議する必要がある場合には、編集委員長または編集委員長代行、論文担当編集委員、編集委員長または編集委員長代行により指名された編集委員による協議をもって代える。

## Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 論文賞の選考に関する内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、日本放射化学会 Journal of Nuclear and Radiochemical Sciences 編集委員会規程第 13 条に基づき、JNRS 誌論文賞の選考に関するものである。

**第2条** JNRS 誌論文賞は JNRS 誌の投稿区分のうち、**Articles, Notes** に投稿し、同誌編集委員会による論文査読審査が終了し、毎年 12 月までに掲載が決定した論文の中から選考する。受賞論文数は、特に定めない。

(選考委員会)

**第3条** 受賞論文の選考は JNRS 編集委員会が行い、選考委員長は JNRS 編集委員長があたる。ただし、編集委員の内、JNRS 誌論文賞の候補論文の著者に含まれる編集委員は、当該賞の選考に係る権限を停止する。

**第4条** 編集委員長は選考の結果を会長に報告するものとする。

(表彰)

**第5条** 受賞者には賞状を授与する。当該論文が共著の場合にあっては、すべての著者に賞状を授与するものとする。

(改正)

**第6条** 本内規の改正は理事会の決議による。

付則 この内規は 2021 年 4 月 1 日から施行する。